

「新温泉町生活応援クーポン券事業」取扱登録事業者募集！

物価高騰や燃料高騰等の影響が長期化するなか、町民への生活応援や町内事業者等への支援を目的に、町民皆様へ生活応援クーポン券を交付する事業を行います。

つきましては、取扱登録店を下記の「実施要領」のとおり募集いたします。

【新規に登録を希望する事業者】

別紙「取扱登録申込書（様式1号）」に記入の上、**口座確認用の通帳の写し**と共に新温泉町商工会へ提出してください。

【令和7年度 新温泉町プレミアム商品券（以降『ゆかいな商品券』）の登録店】

原則、再申込は不要です。引き続き本事業の登録店として継続されます。ただし、登録内容に変更がある場合は、登録申込書を改めて提出してください。また、本事業への登録を辞退する場合、**令和8年2月20日(金)**までに新温泉町商工会（Tel: 82-1152）へご連絡ください。

「新温泉町生活応援クーポン券事業」実施要領

1. 名称	新温泉町生活応援クーポン券
2. 事業主体	新温泉町（新温泉町商工会は換金等を受託）
3. 利用期間	令和8年4月10日（金）から令和8年9月30日（水）
4. 対象者および 交付額	①令和8年3月1日時点で新温泉町の住民基本台帳に記録されている者。 ②対象者1人につき15,000円分（額面1,000円×15枚）を交付。
5. クーポン券 の交付	新温泉町から令和8年3月1日現在の世帯主宛に人数分のクーポン券を交付する。※3月下旬より順次郵送予定。
6. 取扱登録 事業者	新温泉町内に事業所を有し、本事業の趣旨に賛同する事業者。
7. 申込方法	取扱登録を希望する事業者は、別紙「取扱登録申込書（様式1号）」にて本会に申込ものとする。
8. 事業者負担	事業者負担なし ※『ゆかいな商品券』は商工会員外から登録料を徴収していましたが、本事業では全ての事業者において 登録料は無料 です。
9. 回収商品券 の換金方法	①本会は事業者の請求を受けた後、事業者が登録した金融機関へ指定期日に送金する。なお、金融機関休業日の場合は翌営業日とする。 ・毎月10日締切分：当月15日支払い ・毎月25日締切分：当月末日支払い ※初回の換金締切は5月8日(金)・支払は15日(金)です。 ②事業者は、回収したクーポン券の指定箇所に記名し、別紙「換金請求書（様式2号）」を添付し本会に請求する。
10. 利用者への 周知・PR	①事業者「新温泉町生活応援クーポン券」の登録店舗証を配付する。 ②利用者に登録店舗を周知する。
11. 取扱登録 申込期間	随時受付とする。ただし、クーポン券と一緒に配付する『登録店舗一覧』へ掲載を希望する場合は、令和8年2月20日(金)までに申込みこと。(期限厳守)
12. その他	『ゆかいな商品券』は大型小売店舗では利用できない「応援券」とすべての登録店で利用できる「共通券」の2種類を発行していましたが、本事業のクーポン券は券種の区分を設けず、すべての登録店で共通して利用可能です。